

国民年金 コーナー

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になつてしまうと、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがありますが、学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれません。学生であつて所得が少なく、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例を申請しましょう。

●対象となる学生

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する方のうち、本人の所得が一定以下の方

●特例対象期間

4月から翌年3月までの1年間。年度の途中で20歳を迎える方は、誕生日の前日の属する月からとなります。

●手続き

役場窓口に備え付けの申請書または年金事務所から送付された申請書に、必要事項を記入し提出してください。

申請には、平成25年度有効の学生証の写し（または在学証明書）の添付が必要となります。

年度の途中に20歳を迎える方は、年金事務所より送付される「資格取得届」とあわせて、手続きをお願いします。

●注意事項

▼特例の承認を受けてから10年以内の期間は、さかのぼって

保険料を納付すること（追納）

ができます。ただし、承認を受けた期間から3年度目以降に追納する場合は、加算額が加わります。

▼特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、保険料を追納しなければ、年金額には反映されません。

▼保険料を追納する場合は、納付書が必要となります。基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳等）をご準備のうえ、役場窓口で手続きをしてください。

▼毎年度申請が必要となりますが、毎年2月下旬までに納付特例の承認を受けた方で引き続き在学予定である方には、ハガキ形式の申請書が送付されますので、手続きをしてください。

閩郡山年金事務所

☎024-932-3434

町民生活課

☎72-6933

＋ 休日当番医

月日	当番医	所在地	電話番号
5/12 ㊤	せんざき医院	三春町	61-2777
19 ㊤	遠藤医院	田村市船引町	85-2016
26 ㊤	橋本医院	小野町	72-3212
6/2 ㊤	大久保クリニック	田村市船引町	82-2555
9 ㊤	矢吹医院	三春町	62-3015
16 ㊤	奥秋医院	田村市船引町	86-2034
23 ㊤	石塚医院	小野町	72-2161
30 ㊤	青山医院	田村市常葉町	77-2015

* 電話確認の上、受診してください。
詳しくは「福島県総合医療情報システム」をご覧ください。

福島県総合医療情報システム



バーコード認識機能で、携帯電話から「福島県総合医療情報システム」をご覧ください。

こども救急電話相談

毎日、19:00～翌8:00
プッシュ回線・携帯電話からは#8000
アナログ回線からは☎024-521-3709
詳しくは「子どもの救急について」をご覧ください。

福島県 こどもの救急